



トランプ政権の国際経済政策

No. 7 - 「WTO 紛争解決手続 (DS) 活用の歴史；

米国は不利に扱われているか？」

2018年10月25日

トランプ政権国際経済政策研究会

(注) 本稿は2018年9月末時点でのDSプロセスの状況を分析

(要旨)

- WTO 紛争解決手続は、GATT 時代よりも大幅に活用されており、特に本年は活用件数が急増している。
- 米国と EU は、他国に対する違反申立件数が群を抜いて多いが、他国から違反申立を受ける件数も多い。WTO 紛争解決手続は、ブラジル、インド、アルゼンチン、中国など途上国も活用している。
- 米国は上級委員会委員の任命への拒否権の発動の際、「米国は不当に取り扱われている」ことを理由の一つとして挙げているが、米国は他と比べて敗訴率が高いとは言えず、二国間合意による解決を含めると、DS によって有利な結果を得ていると言える。
- DS の勧告の履行率を見ると、米国は全般的水準と比べ不履行や遅延の傾向がある。
- 米国は DS の恩恵を受けており、実際自ら活発に活用してきたことに鑑み、委員任命の拒否をやめ、かつ勧告を迅速に履行すべきだ。
- 我が国は、米国に DS の抱える問題を含む WTO 改革に建設的かつ理性的に取り組むよう、EU とともに働きかけていく必要がある。

これまで、トランプ政権国際経済政策研究会レポート No.3 「WTO は現在の貿易戦争を解決できるか?」、No.5 「WTO 設立の歴史と今後の課題 アメリカは離脱するか?」において、WTO の紛争解決手続 (DS) の手続き、その重要性、課題についても取り上げてきた。

DS の裁判官たる上級委員会委員の任命に米国が拒否権を発動し、10月初めから、とうとう定員7名のうち4名が欠員という機能不全に近い状況になってしまった。拒否権発動の理由の一つとして、「WTO は米国を『極めて不当に』取り扱って」¹いることが挙げられ、トランプ大統領は、「米国は WTO でのほとんど全ての訴訟で負けている」²、等の発言を繰り返している。

今回は、WTO の DS がどの程度、どのように活用されてきているかを概観した上で、米国関連の DS は、トランプ大統領の発言通り、米国のみ異常に敗訴しているかについて検証した。その結果、DS は米国に不利になっていないことが判明した。

1. DS の申立の動向及び現状—平均年間20件が今年には既に31件と急増—

DS は、WTO 発足からこれまで (1995年1月1日~2018年9月30日、約24年間) に、コンサルテーション要請されたものが566件と GATT 時代 (1948~1994年、約47年間) の314

¹ 2018年7月4日、ロイター 「コラム：WTO 脱退、トランプ氏の自己達成的予言か」

<https://jp.reuters.com/article/column-trump-wto-idJPKBN1JU0C8> (2018年10月24日アクセス)

² 2018年8月31日、BBS ニュース 「トランプ大統領、WTO 脱退を警告 不公平な扱い受けたと」

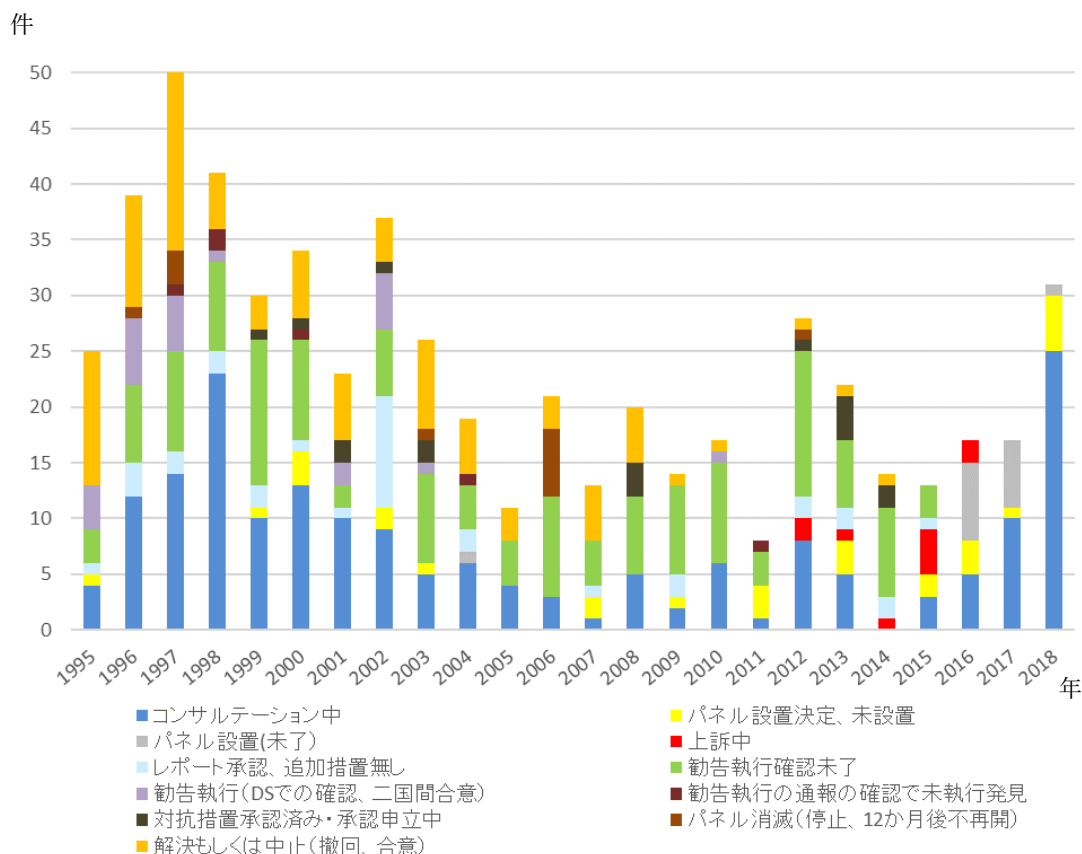
<https://www.bbc.com/japanese/45364484> (2018年10月24日アクセス)

件と比べ大幅に増大した。そして、報告書はパネルで約 240 件、上級委員会で 150 件以上に
関して出されている。

WTO 設立当初は、年間 30 件超の申立が行われていたが、近年は平均年間 20 件弱となっ
ていた。しかし、「貿易戦争」の様相を醸し出している今年は、各種対抗措置、報復措置と並行
して、WTO の「貿易裁判所」ともいえる紛争処理機関（DSB）に次々に駆け込んでいること
から 31 件と大幅に増加している³。

これまでの案件の現状を見ると、グラフの通り、全てがパネル、上級委員会で扱われてい
る訳ではなく、コンサルテーション⁴のままであったり、当事国間で合意に至り、途中で解決
するものなどある。一方、最終的に対抗措置に至ったケースもある。また、レポート No.3 で
も指摘したように、案件が多く、かつその内容が高度に技術的で事実認定が困難であつた
り、解釈が困難な法的論点が争点となっている等により、審理期間が伸ばされ、遅延する傾
向が強い⁵ことを示すように、2012 年に申立された案件が未だに上訴中であつたり、更には
パネル設置決定がなされていても未設置のままとなつていたり、パネルが設置されても未了
のまま時間が長期間経過しているものもある⁶。

【グラフ：申立案件の状況の動向】⁷



³ そのうち、米国が申立国となっている事案が 7 件、被申立国となっている事案が 14 件と大部分を占めていることは注目に値しよう。

⁴ パネルの前の当事国間の協議（この段階で紛争解決する事例も多い）。

⁵ 実際、多数の事案の紛争解決状況概要情報に、対応できないため期限延長等行なった旨の記載がある。

⁶ 当事国により取り下げ等されていないため、こうした中、実際、案件の取り扱いが当事国間においてどうなっているかは不明。

⁷ WTO の HP 上の Current status of disputes から作成。

(https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_current_status_e.htm (2018 年 10 月 24 日アクセス))

2. 紛争解決手続の活用状況

(1) どの程度活用されているか⁸ —WTO加盟164カ国のうち、108カ国(65.91%)が活用—
DSへの関与の仕方は、申立、被申立の他、第三国参加⁹という形態がある。DSの関与国の状況を見ると、主要先進国のみではなく、多くの国が活用しており、何らかの形で関与している加盟国は、WTO加盟164カ国のうち、108カ国(65.9%)に及んでいる。このうち、申立経験のある国は、51カ国(加盟国の31.1%、関与経験国の47.2%)、被申立経験のある国は58カ国(同35.4%、53.7%)、第三国参加経験のある国は88カ国(同53.7%、81.5%)である。また、その経験をより詳細に見ると、申立のみ経験のある国は2カ国(同1.2%、1.9%)、被申立のみ経験のある国は16カ国(9.8%、14.8%)と少なく、全て経験のある国は34カ国(同20.7%、31.5%)¹⁰、第三国参加のみ経験のある国¹¹は35カ国(同21.3%、32.4%)と比較的多いことから、積極的活用がなされているといえよう。

では、具体的にはどの加盟国がどの程度活用しているだろうか。

① 申立 —米国とEUが多い—

申立を見ると、米国が123件、EUが99件とその案件数は群を抜いている。しかし、表1の通り、上位10位内には先進国のみではなく、新興国も入っており、DSが先進国だけでなく、多様な国に活用されている¹²。

【表1：申立件数上位10位】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国名	アメリカ	EU	カナダ	ブラジル	メキシコ	インド	日本	アルゼンチン	中国	韓国
件数	123	99	39	31	25	24	24	20	20	20

② 被申立 —こちらも米国とEUが多い—

被申立を見ると、①と同様、米国が151件、EUが85件と群を抜いて多い。表2のとおり、それに次いで、中国が42件と3位だ。中国は他国より加盟が遅いにもかかわらず上位に来ていることは注目に値する。

【表2：被申立件数上位10位】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国名	アメリカ	EU	中国	インド	カナダ	アルゼンチン	韓国	オーストラリア	ブラジル	日本
件数	151	85	42	25	23	22	17	16	16	15

③ 第三国参加 —日本が1位—

第三国参加を見ると、表3の通り、日本が180件、EUが176件、中国が149件、そして米国が143件と、①、②とは異なり、上位の国々の間ではそれ程大きな件数差はない。

⁸ 以下の数値及び表はWTOのHP上のDisputes by member、Disputes by complainant、Disputes by respondentから作成。(https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_by_country_e.htm (20018年10月24日アクセス))

⁹ 当事国以外のWTO加盟国のうち、当該案件に関心を有する国が一定の期間内に当事国に対し、第三国として参加要請を表明し、被申立国から容認された場合、参加し、意見表明等行うことができる。

¹⁰ うち、同申立と被申立両方の経験があるが、第三国参加経験はない国は36カ国(同22.0%、33.3%)。

¹¹ 一部を除き、LDC中心の途上国であることから第三国参加することによって、将来、当事国になった際のための知見を積んでいると推定される。

¹² 完全なリストはレポート末の参考参照。

【表 3：第三国参加上位 10 位】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国名	日本	EU	中国	アメリカ	インド	カナダ	韓国	ブラジル	オーストラリア	台湾
件数	180	176	149	143	133	126	120	118	105	100

(2) 申立・被申立の組み合わせ – 米国と EU の争いが多い –

申立・被申立の組み合わせの上位 10 位を検出してみると、以下の表 4 の通り、上位 9 位全てで米国がそれも、主に被申立国となっていることが分かる。また、その中でも EU と米国の間のもものが特に多い。米国と EU の間の貿易紛争が多いことを反映している

【表 4：申立・被申立の組み合わせ上位 10 位】

	申立	→ 被申立	件数
1	EU	米国	3 4
2	米国	中	2 3
3	米国	EU	2 0
4	カナダ	米国	2 0
5	中国	米国	1 5
6	韓国	米国	1 4
7	ブラジル	米国	1 1
8	インド	米国	1 1
9	メキシコ	米国	1 0
10	EU	インド	1 0

(3) 主要国の申立、被申立状況

次に、米国、EU、日本、カナダ、中国の関係する事案の相手国はどのようになっているか、それぞれ紹介したい。

① 米国 – 中国・EU 相手が多い –

米国は、表 5 の通り、これまで 31 カ国を対象に申立を行なっている。中でも、中国、EU を相手国とするものが多く、続いて、隣接するカナダ、メキシコに対するものがそれに続いている。

【表 5：米国が申立】¹³

国名	中国	EU	カナダ	インド	メキシコ	日本	韓国	アルゼンチン	オーストラリア
件数	23	20	8	7	7	6	6	5	4
国名	ブラジル	フランス	インドネシア	フィリピン	ベルギー	アイルランド	トルコ	イギリス	ドイツ
件数	4	4	4	4	3	3	3	3	2
国名	ギリシャ	スペイン	チリ	デンマーク	エジプト	ハンガリー	オランダ	パキスタン	ポルトガル
件数	2	2	1	1	1	1	1	1	1
国名	ルーマニア	ロシア	スウェーデン	ベネズエラ					
件数	1	1	1	1					
									合計
									131

被申立を見ると、表 6 の通り、28 カ国から申立を受けている。EU、カナダ、中国、韓国、ブラジル、インド、メキシコ、日本からのものが全体の 3/4 となっている。

¹³ 表 1 と表 5 の合計の差は、複数国を提訴している案件が 2 件 (DS316, DS347) があることによる。

【表 6：米国が被申立】¹⁴

国名	EU	カナダ	中国	韓国	ブラジル	インド	メキシコ	日本	タイ
件数	34	20	15	14	11	11	10	8	5
国名	アルゼンチン	ベトナム	インドネシア	パキスタン	ノルウェー	トルコ	チリ	スイス	オーストラリア
件数	5	4	3	2	2	2	2	2	2
国名	NZ	ロシア	マレーシア	ベネズエラ	フィリピン	台湾	コロンビア	コスタリカ	エクアドル
件数	2	1	1	1	1	1	1	1	1
国名	アンティグア・バーブーダ								合計
件数	1								163

② EU - 米国相手が多い-

EUは、表7の通り、これまで17カ国を対象に申立を行なっている。米国を対象とするものが格段に多く、次いでインド、中国だ。

【表 7：EU が申立】

国名	アメリカ	インド	中国	アルゼンチン	カナダ	日本	ブラジル	韓国	ロシア
件数	34	10	9	8	6	6	5	4	4
国名	チリ	メキシコ	インドネシア	オーストラリア	コロンビア	パキスタン	フィリピン	タイ	合計
件数	3	3	2	1	1	1	1	1	99

被申立を見ると、表8の通り、これまで26カ国から申立をうけている。米国が群を抜いて多く、申立国の地域を見ると、北米、中南米、アジア・大洋州がほぼ同じ程度となっている。

【表 8：EU が被申立】¹⁵

国名	アメリカ	カナダ	ブラジル	インド	アルゼンチン	中国	ロシア	タイ	グアテマラ
件数	20	9	7	7	6	5	4	4	3
国名	ホンジュラス	韓国	メキシコ	ノルウェー	パナマ	オーストラリア	チリ	インドネシア	ペルー
件数	3	3	3	3	3	2	2	2	2
国名	コロンビア	デンマーク	エクアドル	日本	NZ	パキスタン	台湾	ウルグアイ	合計
件数	1	1	1	1	1	1	1	1	96

③ 日本 - 米国相手が多い-

日本は、表9の通り、これまで11カ国を対象に申立を行なっており、米国に対するものが1/3を占める。

【表 9：日本が申立】

国名	アメリカ	韓国	ブラジル	カナダ	中国	インドネシア
件数	8	3	2	2	2	2
国名	アルゼンチン	EU	インド	ロシア	ウクライナ	合計
件数	1	1	1	1	1	24

被申立を見ると、表10の通り、4カ国から申立を受けており、EU、米国からで8割を占めている。

【表 10：日本が被申立】

国名	EU	アメリカ	韓国	カナダ	合計
件数	6	6	2	1	15

¹⁴ 表2と表6の合計の差は、複数国により提訴されている案件が3件（DS58、217、234）あることによる。

¹⁵ 表2と表8の合計の差は、複数国から提訴されている案件が3件（DS16、27、158）あることによる。

④ カナダ –米国相手が多い–

カナダは、表 11 の通り、これまでに 9 カ国を対象に申立を行っており、米国に対するものが半数を占める。

【表 11：カナダが申立】

国名	米	EU	中	韓	オーストラリア	
件数	20	9	3	2	1	
国名	ブラジル	ハンガリー	インド	日		合計
件数	1	1	1	1		39

被申立を見ると、表 12 の通り、7 カ国から申立を受けており、米国、EU からが大半となっている。

【表 12：カナダが被申立】

国名	米	EU	ブラジル	日	オーストラリア	
件数	8	6	4	2	1	
国名	NZ	台湾				合計
件数	1	1				23

⑤ 中国 –米国相手が多い–

中国は、表 13 の通り、これまで 4 カ国を対象に申立しており、米国がその 3/4 以上を占めている。また、対象が米国と EU（含む加盟国）のみという点が他の①～④の国々とは異なる特徴といえよう。

【表 13：中国が申立】¹⁶

国名	アメリカ	EU	ギリシャ	イタリア	合計
件数	15	5	1	1	22

被申立を見ると、表 14 の通り、6 カ国から申立を受けており、米国からのものが、その過半数を占める。

【表 14：中国が被申立】

国名	アメリカ	EU	メキシコ	カナダ	日本	グアテマラ	合計
件数	23	9	4	3	2	1	42

(4) 申立関係協定 –GATT 引用が多い–

紛争解決手続の活用状況の概観の最後に、申立関係 WTO 協定¹⁷について言及したい。申立の起点たるコンサルテーション要請において、当該事案を申立する理由として、被申立国が違反しているとする協定が申立国から示される。その際に引用される回数を各協定毎にみると、表 15 の通りとなる¹⁸。なお、1 案件に複数協定違反が申立られることが大半であるた

¹⁶ 表 2 の数値と表 13 の合計の差は、複数国を提訴している案件が 1 件 (DS452) があることによる。

¹⁷ WTO 協定は、WTO 設立協定及び付属協定を指す。詳細は、外務省 HP 参照。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000784.html (20018 年 10 月 24 日アクセス))

¹⁸ WTO の HP 上の Disputes by agreement より作成。

(https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm (20018 年 10 月 24 日アクセス))

め、各協定の関係件数の合計は、案件数と比べ、はるかに大きくなる。GATT は、最恵国待遇、内国民待遇、譲許等、WTO 協定の根幹となる規定を定めているため、特に、併用引用されることが多く 8 割以上において引用されている。具体的争点としては、アンチダンピング、補助金が特に頻繁に争点とされている。また、加盟議定書を引用しているものうち、7 割以上が中国に対する申立であることも興味深い。

本年は、米国の各種措置に対する、各種対抗措置、報復措置と並行して、DS 申立が行われているため、例年に比し、際立ってセーフガードに関する協定の引用が多い。

【表 15：申立関係協定】

協定名	件数	協定名	件数
1994年GATT	465	加盟議定書	35
アンチダンピング (1994年GATT6条の実施に関する協定)	126	GATS (サービスの貿易に関する一般協定)	28
補助金及び相殺措置に関する協定	121	DSU (紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)	18
農業に関する協定	80	関税評価協定 (1994年GATT第7条の実施に関する協定)	17
WTO設立協定	66	繊維及び繊維製品に関する協定	16
セーフガードに関する協定	59	原産地規則に関する協定	7
TBT (貿易の技術的障害に関する協定)	54	船積み前検査に関する協定	5
SPS (衛生植物検疫措置の適用に関する協定)	48	政府調達協定	4
輸入許可手続に関する協定	47	1947年GATT	1
TRIMS (貿易に関連する投資措置に関する協定)	43	TF(貿易円滑化協定)	1
TRIPS (知的財産権に関する一般協定)	39		

(2) 主要国の申立・被申立の勝敗率 —米国のみ不利益を被っていることはない—

それでは、申立・被申立案件のうち、現時点、パネル、上級委の判決が出ているものの勝敗の割合、また、二国間協議を通じ解決・取り下げをしているものを含めた場合の割合はどのようになっているだろうか。米国、トランプ大統領が主張するように、米国のみ不利に扱われていると言える状況なのであろうか。米国の状況と、先程申立・被申立の状況を見た EU、日本、カナダ、中国の状況について比較検証してみたい。¹⁹

(1) 申立事案 —米国の勝訴率が高い—

まず、5カ国の申立事案について、紛争解決手続による勝敗率を見ると、表 16 の通り、それほど大きな差はなく、むしろ、米国の勝訴率が他よりも高いと言える。²⁰

¹⁹ 経済産業省、「2018年版不公正貿易報告書」資料編第3章（紛争案件一覧）、p615—709

(http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/04_03.pdf (2018年10月24日アクセス))、WTOのHP上のDisputes by member (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_by_country_e.htm (2018年10月24日アクセス))の各事案リンク先の紛争解決状況概要情報に基づき、協定違反認定が一部でもあれば被申立国の敗訴として算出（パネル報告書が出たのち、上訴中の案件は計算から除外）。

²⁰ 日本、カナダは件数自体が少ないため、1件の違いで大きくぶれることに注意を要する。

【表 16：勝訴・敗訴の割合】

	勝訴	敗訴
米	96%	4%
EU	91%	9%
日	93%	7%
加	81%	19%
中	90%	10%

紛争解決手続ではなく、二国間合意等で解決・取り下げたものも含め、どのような解決になったかを見ると、表 17 の通り、米国、カナダは最終的に紛争解決ではない方法で解決する割合が約 4 割を占めている点が特徴的であり、その分他より勝訴率自体はその分低く見える。しかし、敗訴率でみると、米国は他よりも低い。

【表 17：勝訴・敗訴・解決/取り下げの割合】

	勝訴	敗訴	二国間合意等 で解決・取り下げ
米	58%	3%	39%
EU	65%	6%	29%
日	82%	6%	12%
加	50%	12%	38%
中	90%	10%	0%

(2) 被申立事案 – 中国の敗訴率が高い –

続いて、5 カ国の被申立事案について、紛争解決手続による勝敗率を見ると、表 18 の通り、米・EU・日で差はなく、中国の敗訴率が 100% と他よりも高い。

【表 18：勝訴・敗訴の割合】

	勝訴	敗訴
米	14%	86%
EU	14%	86%
日	14%	86%
加	7%	93%
中	0%	100%

紛争解決手続ではなく、二国間合意等で解決・取り下げたものも含め、どのような解決になったかを見ると、表 19 の通り、日本、EU は最終的に紛争解決ではない方法で解決する割合が高く、従って、その分敗訴率は低く見える。しかし、勝訴率でみると米国が他よりも高いとも言える。

【表 19：勝訴・敗訴・解決/取り下げの割合】

	勝訴	敗訴	二国間合意等 で解決・取り下げ
米	12%	73%	17%
EU	9%	58%	32%
日	8%	50%	42%
加	7%	87%	7%
中	0%	73%	27%

(3) 米国は特別不利に扱われているといえない

(1)、(2)の通り、米国、EU、日本、カナダ、中国の勝敗の割合を比較すると、米国は他と比べて敗訴率が高いとは言えず、むしろ、DSによって有利な結果を得ていると言える。従って、勝敗率からみると、「米国は特別不利に扱われている」とは言えない、との結論が導き出される²¹。

それでは、なぜ、「WTOは米国を『極めて不当に』取り扱って」、「米国はWTOでのほとんど全ての訴訟で負けている」等の発言がなされるのか。それは、紛争処理により勝訴・敗訴の結果が出ている件数が、米国は他国に比べ圧倒的に多いため、必然的に「米国の敗訴」を目にする機会が多いことにより、「米国ばかり不当に取り扱われている」という誤った心証につながっているのであろう。

(3) 米国はDS勧告の履行状況

一般的に、DSの勧告に対する履行率は高く90%程度とされている²²。米国がパネルや上級委員会の判決で、協定違反認定として敗訴した事案のうち、勧告是正期限が切れている65件の履行状況について分析²³すると、次の通り。

(ア)勧告を履行したもの：20件

(イ)パネル、上級委の報告書がDSBで採択される前に、米国の違反措置等が廃止・期間終了で延長されないなどして違反が解消されているため、報告書採択後、新たな対応不要であったもの：10件

(ウ)米国と相手国の二国間合意で決着したもの：13件

(エ)申立国に、米国に対する対抗措置を取ることがDSに承認されたもの：6件

(オ)申立国が、米国に対する対抗措置を取ることの承認をDSに申立られているもの：4件

(カ)その他（勧告の履行確認中、不明等）：12件

²¹ 特に、申立国は紛争論点を明確に特定し、かつ根拠や関連情報の詳細を提示しなくてはならないので、自信のある問題である際に申立てる傾向があるにもかかわらず、被申立での勝訴率が14%（表18参照）と申立の際の敗訴率4%（表16参照）より高いことを鑑みると、有利に進む率が高いといえよう。

²² 少々古いが、ヴァレリー・ヒューズ 前WTO法務部長のRIETIでの講演（2013年10月31日）

（<https://www.rieti.go.jp/en/events/bbl/13103101.html>（2018年10月24日アクセス）によると、履行率は約90%であり、かつ履行責任を否定する加盟国はいないとのこと。また、2015年11月にDS案件が500件を突破した際のWTOプレスリリースにおいても、「勧告履行率は非常に高く、約90%」としている

（https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/ds500rfc_10nov15_e.ht（2018年10月24日アクセス））。なお、計算方法については記載がないため不明。

²³ 表18作成により抽出した敗訴案件のWTOのHP上の各事案紛争解決状況概要情報に基づき算出。

また、これらの事案を見ると、特定の国内法の存在自体が WTO 協定違反である事案が多いこともあってか、履行したもの・二国間合意で決着したものであっても、履行期間を複数回延長したり、合意なく履行期間を大幅に超過したりするなど、履行・決着までの所用時間が大変かかっているケースが多い²⁴。

なお、日本も、リンゴ火傷病に関する検疫問題など、少々履行に時間がかかっているが、100%の履行²⁵である。

5 米国への期待

- ① 米国は、他国に比べ DS において敗訴率が高いわけではなく、二国間合意による解決を含めると DS の恩恵を十分に受けており、実際自ら活発に活用してきている。米国にとっても DS が効果的に機能することが有益であるので、DS の機能不全を招く上級委員任命の拒否をやめ、受けた勧告を迅速に履行すべきだ。
- ② 米国に DS の抱える各種問題²⁶を含む WTO 改革に、建設的かつ理性的に取り組むよう、我が国は EU 等と共に働きかけていく必要がある。

(文責)

公益財団法人 中曽根康弘世界平和研究所

主任研究員 木村 藍子

電話番号：(03) 5404-6651 (代表)

／以上

²⁴ ウィリアム・J・デイウィー（荒木一郎訳）（2005、p10）も、米国は一般に、「WTO の裁定について、行政府限りの行為によって履行できるときは、ほぼ妥当な期間内に履行してきた」、「米国の履行についての問題は、議会による行為が必要な場合に発生している。」、「実施のための妥当な期間が過ぎて長期間経過している」件は、「履行のために法律を改正する必要がある」としている。また、川瀬剛志（2005、p363）も、「法それ自体」案件の履行は「適用された法」案件よりも「困難であると予測され」「この傾向が最も顕著に表れているのは米国であり、著しい遅延をもってしても履行できない案件は、いずれも議会立法を要する案件である。」としている。（共に、川瀬剛志・荒木一郎編著「WTO 紛争解決手続における履行制度」2005 年、三省堂）

²⁵ 経済産業省、「2018 年版不公正貿易報告書」〈図表 3：我が国が被申立国となり、パネル・上級委員会判断において我が国の主張が容認されなかったケースにおける我が国の履行状況〉、P362 参照

(http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/02_17.pdf (2018 年 10 月 24 日アクセス))。

²⁶ トランプ政権国際経済研究会レポート No.3 「WTO は現在の貿易戦争を解決できるか？」参照。

【参考：加盟国の DS 関与状況（全容）】

申立			被申立			第3国参加		
	国名	件数		国名	件数		国名	件数
1	アメリカ	123	1	アメリカ	151	1	日本	180
2	EU	99	2	EU	85	2	EU	176
3	カナダ	39	3	中国	42	3	中国	149
4	ブラジル	31	4	インド	25	4	アメリカ	143
5	メキシコ	25	5	カナダ	23	5	インド	133
6	インド	24	6	アルゼンチン	22	6	カナダ	126
7	日本	24	7	韓国	17	7	韓国	120
8	アルゼンチン	20	8	オーストラリア	16	8	ブラジル	118
9	中国	20	9	ブラジル	16	9	オーストラリア	105
10	韓国	20	10	日本	15	10	台湾	100
11	タイ	13	11	メキシコ	15	11	メキシコ	86
12	インドネシア	11	12	インドネシア	14	12	ノルウェー	83
13	チリ	10	13	チリ	13	13	トルコ	77
14	グアテマラ	9	14	トルコ	10	14	タイ	76
15	NZ	9	15	ロシア	9	15	アルゼンチン	61
16	オーストラリア	8	16	ドミニカ共和国	7	16	コロンビア	51
17	ホンジュラス	8	17	フィリピン	6	17	チリ	47
18	パナマ	7	18	コロンビア	5	18	ロシア	47
19	ロシア	7	19	ペルー	5	19	NZ	43
20	ウクライナ	7	20	南ア	5	20	グアテマラ	39
21	台湾	6	21	エジプト	4	21	エクアドル	36
22	コロンビア	5	22	フランス	4	22	サウジアラビア	35
23	コスタリカ	5	23	パキスタン	4	23	シンガポール	35
24	ハンガリー	5	24	タイ	4	24	ベトナム	31
25	ノルウェー	5	25	ウクライナ	4	25	ホンジュラス	27
26	パキスタン	5	26	ベルギー	3	26	インドネシア	22
27	フィリピン	5	27	エクアドル	3	27	パラグアイ	21
28	スイス	5	28	ギリシャ	3	28	ペルー	19
29	トルコ	5	29	アイルランド	3	29	ウクライナ	19
30	ベトナム	5	30	オランダ	3	30	キューバ	18
31	エクアドル	3	31	スロバキア	3	31	エルサルバドル	18
32	ペルー	3	32	スペイン	3	32	ニカラグア	17
33	ポーランド	3	33	イギリス	3	33	フィリピン	16
34	カタール	3	34	チェコ	2	34	コスタリカ	15
35	アンティグア・バ	1	35	ドイツ	2	35	エジプト	15
36	バングラディッシュ	1	36	グアテマラ	2	36	カザフスタン	15
37	キューバ	1	37	ハンガリー	2	37	ベネズエラ	15
38	チェコ	1	38	モロッコ	2	38	HK	13
39	デンマーク	1	39	ニカラグア	2	39	ウルグアイ	13
40	ドミニカ共和国	1	40	ルーマニア	2	40	オマーン	12
41	エルサルバドル	1	41	トリニダード・トバゴ	2	41	マレーシア	11
42	HK	1	42	ベネズエラ	2	42	スイス	11
43	マレーシア	1	43	アルメニア	1	43	イスラエル	10
44	モルドバ	1	44	バーレーン	1	44	パキスタン	10
45	ニカラグア	1	45	コスタリカ	1	45	ドミニカ共和国	9
46	シンガポール	1	46	クロアチア	1	46	アイスランド	9
47	スリランカ	1	47	デンマーク	1	47	パナマ	9
48	チュニジア	1	48	イタリア	1	48	ジャマイカ	8
49	UAE	1	49	カザフスタン	1	49	南ア	8
50	ウルグアイ	1	50	マレーシア	1	50	マラウイ	6
51	ベネズエラ	1	51	モルドバ	1	51	モーリタス	6
			52	パナマ	1	52	ナイジェリア	6
			53	ポーランド	1	53	ジンバブエ	6
			54	ポルトガル	1	54	バルバドス	4
			55	サウジアラビア	1	55	ペリース	4
			56	スウェーデン	1	56	コートジボワール	4
			57	UAE	1	57	マダガスカル	4
			58	ウルグアイ	1	58	スリランカ	4
						59	トリニダード・トバゴ	4
						60	UAE	4
						61	バーレーン	3
						62	ドミニカ共和国	3
						63	エスワティニ(旧スワジランド)	3
						64	フィジー	3
						65	ガイアナ	3
						66	ケニア	3
						67	モルドバ	3
						68	カタール	3
						69	セントクリストファー・ネーヴィス	3
						70	セントルシア	3
						71	タンザニア	3
						72	ボリビア	2
						73	ハンガリー	2
						74	セネガル	2
						75	ザンビア	2
						76	アフガニスタン	1
						77	バングラディッシュ	1
						78	ベナン	1
						79	カメルーン	1
						80	チャド	1
						81	ガーナ	1
						82	グレナダ	1
						83	クウェート	1
						84	ナミビア	1
						85	ポーランド	1
						86	セントビンセント及び グレナディーン諸島	1
						87	スリナム	1
						88	イエメン	1